

18 経営 第 7831 号
平成 19 年 3 月 30 日

殿

農林水産省経営局長

農業経営改善関係資金基本要綱第 2 の 1 において農林水産省経営局長が別に定めるものとされた資金について

「農業経営改善関係資金基本要綱」（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に規定された「農林水産省経営局長が別に定めるもの」は、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 2 に規定する内容に合致する農業近代化資金とし、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、本資金の適正かつ円滑な融通につき御配慮をお願いします。

なお、本通知に伴い、「財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成及び他の資金制度等の取り扱いにおいて対象とする農業近代化資金の範囲（貸付条件）について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8871 号農林水産省経営局長通知）は廃止することとしたので、併せて御了知願いたい。